

森記念秋水美術館
MORI SHUSUI MUSEUM OF ART

開館一周年記念特別展「日本刀物語」

展示作品目録

【鑑賞室】2階・3階 鑑賞室

【会期】平成二十九年七月十五日(土)～九月二十四日(日)

開館一周年記念特別展 「日本刀物語」 重要美術品六十振りを一堂に！ 「空前絶後の名刀展」

【刀 剣】

	音声 ガイド	指定	種別	銘別	名称	刃長(cm)	反り(cm)	時代	国	備考
1		重要美術品	太刀	銘	国永	七五・四	二・三	平安時代末期 鎌倉時代初期	山城国	
2		重要美術品	太刀	銘	国安	七四・四	二・四	鎌倉時代初期	山城国	芸州浅野家伝来
3		重要美術品	太刀	銘	来国俊	七四・二	一・五	鎌倉時代後期	山城国	出羽本間家伝来
4		重要美術品	短刀	銘	源来国俊	二二・六	僅かに内反り	鎌倉時代後期 文保二年(一一三一―八一年)	山城国	徳川家伝来
5		重要美術品	太刀	銘	包永	七〇・九	二・一	鎌倉時代後期	大和国	庄内酒井家伝来
6		重要美術品	太刀	銘	大和則長	七〇・〇	二・六	鎌倉時代末期	大和国	徳川將軍家伝来
7		重要美術品	太刀	銘	永仁六年三月日 延吉	七五・四	二・七	鎌倉時代後期 永仁六年(一一二九―八一年)	大和国	大河内松平家伝来
8		重要美術品	短刀	銘	国光	二四・八	僅かに内反り	鎌倉時代末期	相模国	
9		重要美術品	刀	金象嵌銘	正宗スリ上 本阿(花押)	七〇・三	三・〇	鎌倉時代末期 南北朝時代初期	相模国	松江藩主 松平直亮所用
10		重要美術品	刀	無銘	伝正宗	七二・一	一・七	鎌倉時代末期 南北朝時代初期	相模国	佐竹家分家伝来
11		重要美術品	刀	金象嵌銘	貞宗 本阿(花押)	七二・〇	一・九	南北朝時代初期	相模国	尾張徳川家伝来
12		重要美術品	脇指	無銘	伝貞宗	三一・八	〇・三	南北朝時代初期	相模国	
13		重要美術品	短刀	銘	相州住秋広 永和元	二五・八	僅か	南北朝時代 永和元年(一一三五―五年)	相模国	徳川將軍家伝来
14		重要美術品	刀	無銘	伝志津	七五・一	一・九	南北朝時代	美濃国	
15		重要美術品	太刀	無銘	伝則重	七九・一	二・二	鎌倉時代末期	越中国	展示：七月十五日(土) ～八月二十日(日)
16		重要美術品	刀	無銘	伝義弘	六九・七	二・二	鎌倉時代末期 南北朝時代	越中国	中津藩奥平家伝来
17		重要美術品	太刀	銘	宇多国房	七〇・五	二・〇	南北朝時代末期 室町時代初期	越中国	展示：八月二十二日(火) ～九月二十四日(日)
18		重要美術品	太刀	銘	備前国友成	七四・九	二・〇	平安時代後期 鎌倉時代初期	備前国	寛永寺旧蔵

19	重要美術品	太刀	銘	基近造	七〇・二	一・八	平安時代後期 鎌倉時代初期	備前国
20	重要美術品	太刀	銘	助守作	八一・二	三・三	平安時代後期 鎌倉時代初期	備前国
21	重要美術品	太刀	銘	順慶	七七・九	三・〇	平安時代後期 鎌倉時代初期	備前国
22	重要美術品	太刀	銘	真利	七八・五	三・二	平安時代後期 鎌倉時代初期	備前国
23	重要美術品	太刀	銘	一	七二・七	二・一	鎌倉時代中期	備前国
24	重要美術品	太刀	無銘	伝一文字	七二・七	二・八	鎌倉時代中期	備前国
25	重要美術品	太刀	銘	助真	六七・九	二・四	鎌倉時代中期	備前国
26	重要美術品	太刀	銘	吉房	七〇・一	二・一	鎌倉時代中期	備前国
27	重要美術品	太刀	銘	則房	七〇・五	一・八	鎌倉時代中期	備前国
28	重要美術品	太刀	銘	吉用	七一・五	二・八	鎌倉時代中期	備前国
29	重要美術品	太刀	銘	為清	七〇・八	二・二	鎌倉時代中期	備前国
30	重要美術品	太刀	銘	守家	七二・四	二・二	鎌倉時代中期	備前国
31	重要美術品	太刀	銘	国宗	六七・三	二・一	鎌倉時代中期	備前国
32	重要美術品	太刀	銘	雲次	七五・〇	二・四	鎌倉時代末期	備前国
33	重要美術品	太刀	銘	長光	七一・五	二・八	鎌倉時代中後期	備前国
34	重要美術品	太刀	銘	備前国長船住人真長 正安二年十(以下切れ)	八四・二	二・二	鎌倉時代後期 正安二年(一三〇〇年)	備前国
35	重要美術品	太刀	銘	備前国長船住景光	七二・〇	二・七	鎌倉時代末期	備前国
36	重要美術品	短刀	銘	備前国長船住左衛門尉景光 元弘三年三月	二四・二	僅かに内反り	鎌倉時代末期 元弘三年(一三三三年)	備前国
37	重要美術品	刀	無銘	伝近景 暦応三年の年紀がある(明智近景)	六八・二	一・二	南北朝時代 暦応三年(一三四〇年)	備前国
38	重要美術品	太刀	銘	備前国長船住兼光	七九・七	二・三	南北朝時代初期	備前国
39	重要美術品	刀	無銘	伝兼光(金象嵌) 本多平八郎忠為所持之	七一・八	一・九	南北朝時代中期	備前国
40	重要美術品	短刀	銘	備前国長船兼光 延文□年十一月日	二八・六	〇・三	南北朝時代中期 延文(一三五六〜六一)	備前国
				伊達家伝来				
				庄内藩日向家伝来				
				徳川秀忠から黒田家				
				細川家伝来				
				大和郡山藩主				
				柳沢家伝来				
				徳川將軍家伝来				
				山形藩主水野家伝来				
				徳川將軍家伝来				
				津山藩松平家伝来				
				岡山藩池田家伝来				
				島津家伝来				
				蜂須賀家伝来				
				喜連川家伝来				

41	重要美術品	刀	無銘	伝長義	七二・三	一・六	南北朝時代	備前国
42	重要美術品	短刀	銘	備州長船長義 応安七年二月日	二二・一	〇・一	南北朝時代中期 （一三七四年）	備前国 池田家伝来
43	重要美術品	刀	銘	備州国住長船勝光宗光 備中於草壁作 文明十八年拾二月十三日	六三・〇	二・一	室町時代後期 （一四八六年）	備前国
44	重要美術品	刀	銘	備前国住長船与三左衛門尉祐定作 山中鹿介脇指釵也 鯨江左京亮所持之	六四・二	二・二	室町時代後期	備前国 山中鹿介所用
45	重要美術品	太刀	銘	為次	七七・三	二・三	平安時代末期 鎌倉時代初期	備中国
46	重要美術品	刀	金象嵌銘	次直 本阿（花押）	七〇・〇	一・七	南北朝時代	備中国 紀州徳川家伝来
47	重要美術品	太刀	銘	清綱	七一・八	二・七	鎌倉時代末期	周防国
48	重要美術品	刀	折返し銘	長州住頭国	七一・二	一・八	南北朝時代中期	長門国
49	重要美術品	短刀	銘	左 筑州住	二一・一	僅かに内反り	南北朝時代初期	筑前国 黒田家伝来
50	重要美術品	短刀	無銘	伝左	二六・一	〇・三	南北朝時代	筑前国 犬山藩主成瀬家伝来
51	重要美術品	太刀	銘	豊後国行平	七五・八	二・五	鎌倉時代初期	豊後国 徳川將軍家伝来
52	重要美術品	太刀	銘	国時	六三・六	一・八	鎌倉時代末期	肥後国
53	重要美術品	刀	銘	日州古屋之住国廣作 天正六年二月吉日	七七・三	一・二	桃山時代 （一五七八年）	山城国
54	重要美術品	刀	銘	伊賀守金道	七二・三	一・九	桃山時代	山城国 佐竹家伝来
55	重要美術品	刀	銘	生国日向住井上和泉守藤原国貞 寛永二十一年二月吉日	六九・八	二・六	江戸時代前期 （一六四四年）	摂津国
56	重要美術品	刀	銘	井上真改 延宝六年八月日	七〇・三	〇・四	江戸時代前期 （一六七八年）	摂津国
57	重要美術品	刀	銘	津田越前守助広 延宝元年十一月日	七一・二	一・七	江戸時代前期 （一六七三年）	摂津国
58	重要美術品	刀	銘	繁慶	六五・九	一・四	江戸時代前期	武蔵国
59	重要美術品	刀	銘	長曾祢興里入道希徹 於南紀重国造之	六九・七	一・四	江戸時代前期 （延宝二年頃）	武蔵国
60	重要美術品	刀	銘	造大慶直胤（花押） 天保五年仲春	七二・四	二・一	江戸時代初期	紀伊国 徳川將軍家伝来
61	重要美術品	刀	銘		六七・九	二・三	江戸時代 （一八三四年）	武蔵国

【刀装・刀装具ほか】

2階 鑑賞室

重要小道具	鐘	桐紋散鐘	無銘	古美濃	桃山時代	美濃国
重要小道具	鐘	三階松透鐘	無銘	又七	江戸時代前期	肥後国
重要小道具	鐘	扇形鐘	銘	藻柄子秀典製	江戸時代中期	近江国
重要小道具	三所物	雲龍図三所物 (附)寛永五年 代百五十貫光重折紙			江戸時代前期	
縁頭	縁頭	粟穂図大小縁頭	銘	一斎東明(花押)	江戸時代末期	山城国
重要刀装	拵	黒小刻鞘脇拵		(荒木東明 粟穂図金具一作拵)	江戸時代末期	山城国
拵	拵	蔓桔梗文金蒔絵研出鮫鞘柄合口短刀拵				
拵	拵	黒蠟色塗四君子蒔絵鞘打刀拵	(19 基近造に附属)		江戸時代	

3階 鑑賞室

重要刀装	拵	黒塗紅葉文鞘虫尽金具脇拵	(江川利政 虫尽金具一作拵)		江戸時代末期	武蔵国
重要刀装	拵	金梨子地葵紋散蒔絵鞘糸巻太刀拵			江戸時代前期	
拵	拵	黒蠟色塗鞘打刀拵	(17 宇多国房に附属)		江戸時代	
拵	拵	黒蠟色塗鞘合口拵			江戸時代	
兜	兜	阿古陀形筋兜			江戸時代	前田利長所用

【備考】「指定について」重要刀装とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。

重要刀装具とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。

重要小道具とは、公益財団法人 日本美術刀剣保存協会が、重要美術品に準ずると判断されて指定されたもの。